

制限付き一般競争入札における入札参加資格要件基準

第1 この基準は、佐世保市が発注する制限付き一般競争入札を実施するにあたり、佐世保市制限付き一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項第7号に規定する地域要件、同項第10号に規定する下請代金等の未払いに関する要件及び同項第11号に規定するその他の要件について、必要な事項を定めるものとする。

第2 要綱第3条第1項第7号に規定する地域要件は、対象工事の性質又は目的を考慮し、概ね次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 佐世保市内に本店を有する業者（以下「市内業者」という。）で十分施工可能で、かつ競争性も確保できると認められる場合は、市内業者を入札参加対象とした地域要件とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、佐世保市内に支店又は営業所等を有する業者（以下「準市内業者」という。）のうち、次の【条件】をすべて満たす業者を「認定準市内業者」とし、市内業者と同等に取り扱うものとする。

【条件】

- ① 市内支店・営業所等の職員数が土木工事にあつては30人以上、建築工事及びその他の工事にあつては20人以上であり、そのうち、半数以上が市内に在住していること。
 - ② 市内支店・営業所等において、契約締結権を有すること。
 - ③ 市内支店・営業所等に、土木工事にあつては土木工事業に係る監理技術者の資格を有する者が5人以上、建築工事及びその他の工事にあつては当該工事業に係る監理技術者の資格を有する者が3人以上勤務していること。
 - ④ 市内支店・営業所等を市内に開設後継続して20年以上経過し、かつ本市に登録している支店・営業所等の所在地の事務所について、土地及び建物の不動産を所有していること。ただし、合併地域の当該支店・営業所等については、合併前の開設期間も含めるものとする。
 - ⑤ 佐世保市において、一定の地域貢献が認められる者。
※一定の地域貢献については、次に示す基準のうち、いずれかを満たしていることとする。
 - a. 本市の主観点の対象となる大規模災害発生時における支援活動及び緊急給水業務の支援に関する各協定を佐世保市と締結し、かつ災害訓練を毎年実施する団体に所属していること。
 - b. 市内支店・営業所等の職員数が土木工事にあつては60人以上、建築工事及びその他の工事にあつては40人以上であり、そのうち半数が市内に在住していること。
- (3) 前号に規定する認定準市内業者の市内業者と同等に取り扱う工事の対象は、設計金額4億円以上の工事とする。

第3 要綱第3条第1項第10号に規定する下請代金等の未払いに関する入札参加規制については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 佐世保市の建設工事等入札参加資格を有する者で、以下のいずれかに該当したときは、佐世保市が発注する競争入札に付する全ての建設工事等について、入札参加規制の通知を行うものとする。
 - ①下請代金等の支払に関して、裁判所による支払命令又は債権差押命令を受けた事実が判明したとき。
 - ②国税、地方税及びその他の公課について、滞納処分の実行を受けた事実が判明したとき。

- (2) 下請代金等の未払いについては、佐世保市発注の建設工事等に限らず、国・他の地方公共団体及び民間の建設工事等についても対応するものとし、支払いを行っていない者が、佐世保市の建設工事等入札参加資格を有する者であれば、入札参加規制の対象とする。

第4 要綱第3条第1項第11号に規定するその他の要件のうち、手持工事に関する要件として、一定期間内に同一業者が同一工種において複数案件を落札することがないように、次のとおり取り扱うものとする。ただし、特別の理由があると認められる工事については、この限りでない。

- (1) 公告日が属する月を含み2ヶ月以内に、制限付き一般競争入札により落札した者（共同企業体の構成員を含む。）は入札参加を制限する。
- (2) 当初契約金額が2億円以上の工事を受注した業者（共同企業体の場合、持ち分が2億円を下回る構成員を除く）は、当該工事が完成するまでの間、当該工事と同一工種において、制限付き一般競争入札の参加を制限する。ここで、工事完成はしゅん工届を受理した日とする。ただし、この参加制限は、当該工事が完成前であっても、契約日（議会の議決が必要な工事は、仮契約日）以後6ヶ月間を上限とする。
- (3) 新築又は改築に伴う同一建物に関する建築工事、電気工事及び管工事において、公告日が同日である入札案件に対しては工種を問わず1業者につき、いずれか1つの入札に参加を制限する。
- (4) 新築又は改築に伴う同一建物に関する建築工事、電気工事及び管工事において、公告日が異なる入札案件に対しては工種を問わず、先に開札した入札案件を落札した業者の他の案件の入札は無効とする。
- (5) 前号の規定は、建築工事、電気工事及び管工事のいずれかが指名競争入札である場合において、指名競争入札で実施する入札案件についても準用する。

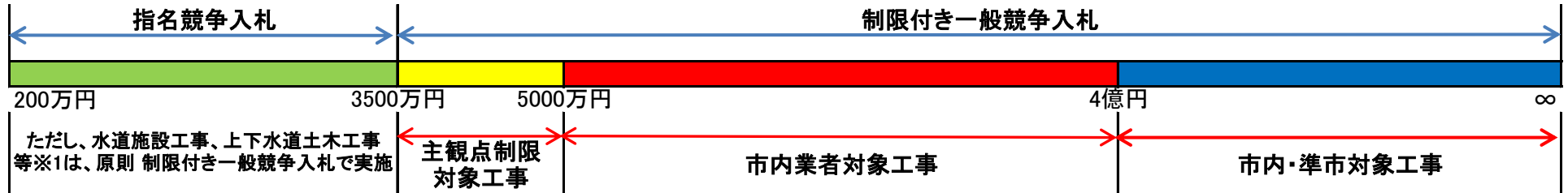
第5 その他の要件については、対象工事ごとに定めるものとする。

平成20年4月1日施行
平成21年4月1日改正
平成22年4月1日改正
平成23年4月1日改正
平成24年4月1日改正
平成24年4月12日改正
平成25年4月1日改正
平成25年11月1日改正
平成30年4月1日改正
令和2年1月6日改正
令和2年4月1日改正
令和3年4月1日改正
令和4年4月1日改正
令和5年4月1日改正
令和6年4月1日改正
令和8年4月1日改正

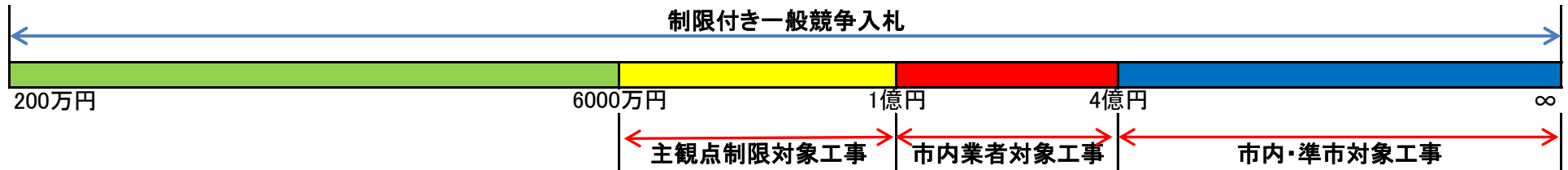
(別表)

制限付き一般競争入札の参加対象工事の区分

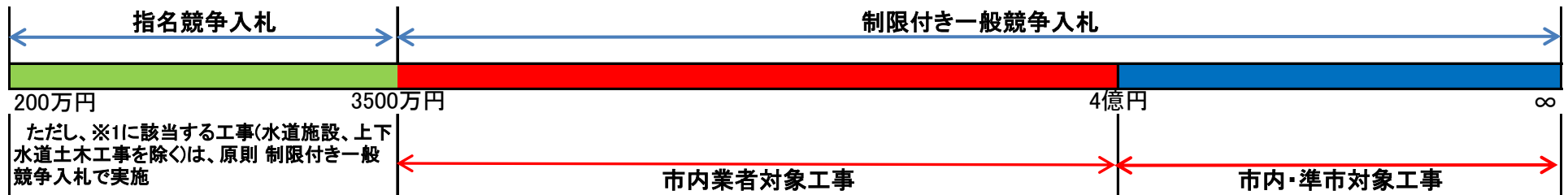
1 土木一式工事・電気工事・管工事・水道施設工事・上下水道土木工事



2 建築一式工事



3 上記以外の工事



※1 水道施設工事、上下水道土木工事、災害復旧工事、河川改良工事、橋梁補修工事、指名競争入札で落札に至らなかった工事の入札は、原則 制限付き一般競争入札で実施します。

※2 なお、工事の施工実績を求める入札案件については、この限りではありません。